

平成28年(ワ)第468号 伊方原発運転差止請求事件

原告 小坂正則 外263

被告 四国電力株式会社

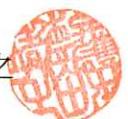
平成29年9月22日

大分地方裁判所

民事第1部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 徳田靖之



準備書面(1の2)

1 はじめに

本準備書面は、原告らの準備書面(1)4頁に記載した設計用応答スペクトル、応答スペクトルについて、裁判所の釈明に基づいて明らかにするものである。

2 応答スペクトルの概念について

(1) スペクトルの概念

スペクトルとは、「多様な波が混ざったものである地震波を、周期ごと(周波数、振動数ごと)に分解して並べたもの」である。

強震計で観測した地震動は、振幅(変位)を見ているものであり、この地震動を周期ごとに分解したものが「変位スペクトル」であり、加速度で見た地震動を周期ごとに分解したのが、「加速度スペクトル」である(以上については、甲第1号証18頁)。

(2) 応答スペクトルの概念

応答とは、「地震によって、どれだけ物体が揺れるかを示すもの」である。

ある地震で、ある固有周期の物体が最大どこまで揺れるかは、地震動を入力すれば算出できる。その固有周期ごとの最大応答を並べたものが、応答スペクトルであり、横軸が周期、縦軸が速度、もしくは加速度で示される（前掲書22頁）。

（3）応答スペクトルに基づく手法の詳細について

応答スペクトルに基づく手法の代表的なものは、耐震スペクトルと言われるもので、多数の地震動観測記録から、地震の規模、震源距離によって分けて、地震動の平均像を求める経験的手法であり、その手法の詳細は、甲第1号証の45頁以下に説明されているとおりである。

3 応答用スペクトルと設計用応答スペクトル

原告が準備書面（1）において、「設計用応答スペクトル、応答スペクトルに基づいて」と説明したのは、基準地震動の策定に際しては、別表のとおり、模擬地震動を算定するために、設計用応答スペクトルが用いられるからである（甲第2号証38頁）、

以上

基準地震動の作成方

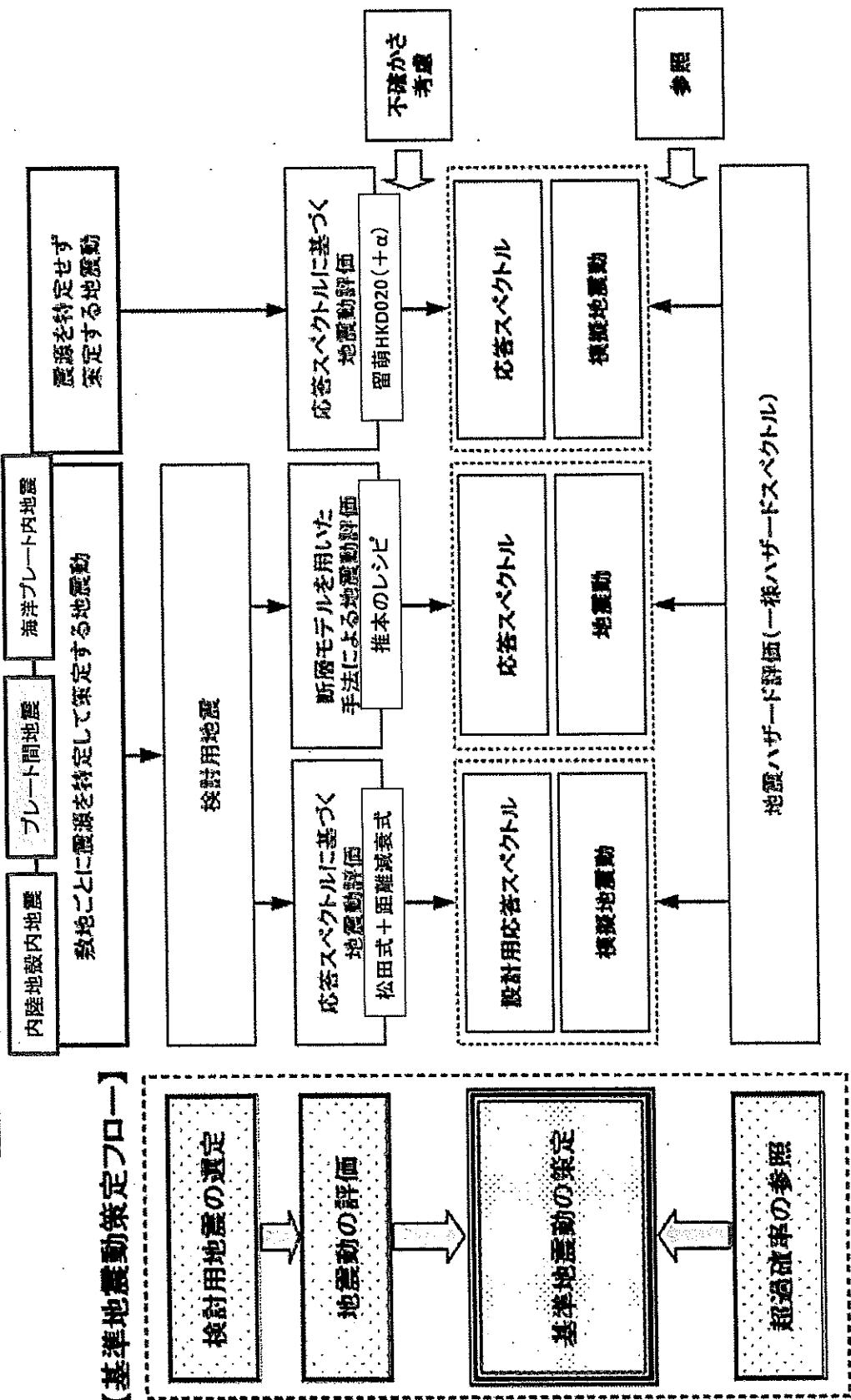


図-1 基準地震動の策定に係る審査フロー

基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド